

不利益処分基準（公表用）

様式第4号
所管課 建築住宅課

法令名	宅地建物取引業法	法令の番号	昭和27年6月10日 法律第176号				
不利益処分の種類	宅地建物取引業者に対する指示及び業務の停止	根拠条項	第65条第1項、第2項				
処分基準	<p>国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許（第50条の2第1項の認可を含む。次項において同じ。）を受けた宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下この条において「履行確保法」という。）第十一条第一項若しくは第六項、第十二条第一項、第十三条、第十五条若しくは履行確保法第十六条において読み替えて準用する履行確保法第七条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項若しくは第二項の規定に違反した場合においては、当該宅地建物取引業者に対して、必要な指示をすることができる。（第65条第1項）</p> <p>〔各号の概要〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務に関し取引の関係者に損害を与えたとき、または損害を与えるおそれが大であるとき 2 業務に関し取引の公正を害する行為をしたとき、または取引の公正を害するおそれが大であるとき 3 業務に関し他の法令（履行確保法及びこれに基づく命令を除く。）に違反し、宅地建物取引業者として不適當であると認められるとき 4 宅地建物取引士が監督処分を受けた場合で、宅地建物取引業者の責めに帰すべき理由があるとき。 						
	<p>国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、1年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。（第65条第2項）</p> <p>〔各号の概要〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務に関し取引の関係者に損害を与えたとき、または損害を与えるおそれが大であるとき 2 業務に関し取引の公正を害する行為をしたとき、または取引の公正を害するおそれが大であるとき 3 業務に関し他の法令（履行確保法及びこれに基づく命令を除く。）に違反し、宅地建物取引業者として不適當であると認められるとき 4 宅地建物取引士が監督処分を受けた場合で、宅地建物取引業者の責めに帰すべき理由があるとき。 5 宅地建物取引業法及び履行確保法に違反したとき 6 指示処分及びこの法律に基づく処分に違反したとき 7 不正不当な行為をしたとき 						
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	建築住宅課	交付機関	建築住宅課	目次NO	3